

公益財団法人香川成人医学研究所  
定 款

第 1 章 総 則

(名称)

**第 1 条** この法人は、公益財団法人香川成人医学研究所（愛称：WellSpace）と称する。

(事務所)

**第 2 条** この法人は、主たる事務所を香川県坂出市に置く。

2 この法人は、理事会の承認を得て、従たる事務所を置くことができる。

(目的)

**第 3 条** この法人は、成人疾患に関する総合的研究を推進すると共に、健診、特定保健指導、診療、運動療法、栄養指導といった健康にかかわる要素を総合的に機能した組織を確立することによって地域の人たちの健康増進に寄与することを目的とする。

(事業)

**第 4 条** この法人は、前条の目的を達成するために、香川県内において次の事業を行う。

- (1) 予防医学に関する健診業務
- (2) 特定保健指導
- (3) 医学講演会
- (4) 予防医学に関する栄養指導講座の開催
- (5) 市民の健康増進に関する支援事業
- (6) 医学研究に関する助成
- (7) その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、その公益目的事業の推進に資するため、次の事業を行う。

- (1) 診療業務
- (2) その他、前号に定める事業に関連する事業

(公告の方法)

**第 5 条** この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法で行う。

第 2 章 財産及び計算

(財産の構成)

**第 6 条** この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 財産から生じる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄付金品
- (5) その他の収入

(財産の種別)

**第 7 条** この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(ア) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第 172 条第 2 項に規定する、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして定められた基本財産（以下「不可欠基本財産」という。）

(イ) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第 5 条第

1 6号に規定する、第4条の公益目的事業を行うために不可欠なものとして特定された財産（以下「不可欠特定財産」という。）

（ウ）その他、理事会で基本産目録に繰り入れることを承認した財産

（エ）公益法人に移行日以降に基本財産として寄付された財産

3 この法人の公益法人移行時の基本財産は、別表に掲げる基本財産とする。

4 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

（特定財産の維持及び処分）

**第8条** 基本財産については、適正な維持及び管理に努めるとともに、やむを得ない理由によりその一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供するときには、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の承認を得なければならない。

2 基本財産の維持管理及び処分について必要な事項は、評議員会の承認により別に定める基本財産管理規定による。

（財産の管理、処分及び運用）

**第9条** この法人の財産については、その適正な維持管理に努め、管理、処分及び運用は理事長が行うものとし、その方法は、評議員会の承認を得て、別に定める財産管理運用規定によるものとする。

（事業年度）

**第10条** この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

**第11条** この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を経て、評議員会に報告する。ただし、これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長が予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、収入及び支出をすることができる。ただし、この収入及び支出は新たに成立した予算とみなす。

3 理事長は、第1項の事業計画書及び収支予算書を毎事業年度開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。

（事業報告及び収支決算）

**第12条** この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が財産目録、事業報告書及び計算書類（貸借対照表及び損益計算書）並びにこれらの付属明細書（以下「計算書類」という。）を作成し、監事の監査及び理事会の承認を経て、その事業年度経過後3ヶ月以内に定時評議員会の決議を得なければならない。

2 前項の計算書類は、毎事業年度経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 この法人は、定時評議員会の終了後遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書を法令の定める所により公告しなければならない。

（長期借入金）

**第13条** この法人が資金の借入をしようとする時は、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、理事総数の3分の2以上の承認を得なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲渡する場合にあっては、前項と同様の手続きを経なければならない。

（会計の原則）

**第14条** この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従う。

### 第3章 役員等

(役員の種類及び選任)

**第15条** この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
  - (2) 副理事長 1人以内
  - (3) 専務理事 1人以内
  - (4) 理事(理事長、副理事長、専務理事を含む) 3人以上6人以内
  - (5) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。
  - 3 理事長、副理事長、専務理事は理事の互選とする。
  - 4 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。
  - 5 理事の内、理事のいずれか1人とその配偶者又は3親等以内の親族、その他特別な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
  - 6 他の同一団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(役員職務)

**第16条** 理事長はこの法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、予め決められた順位により、その職務を行う。
- 3 専務理事は理事長及び副理事長を補佐し、理事会の議決に基づき常務を処理する。
- 4 理事は理事会を構成し、この定款の定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 理事会は、理事長以外の理事の中から、業務を分担執行する法人法上の業務執行理事を選任することができる。業務執行理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規定による。
- 6 理事長及び前項の業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。
- 7 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の職務の執行を監査すること。
  - (2) この法人の業務及び財産の状況を監査すること。
  - (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要があるときは意見を述べること。
  - (4) 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をする恐れがあると認められたとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認められたときは、遅滞なくその旨を評議員会及び理事会に報告すること。
  - (5) 前号に規定する場合において、必要があると認められたときは、理事長に対し、理事会の招集を請求すること。
  - (6) 前号の規定により請求した日から5日以内に、その請求した日から2週間以内の日を理事会とする招集の通知が発せられない場合は、その請求した監事は、直接理事会を招集すること。
  - (7) 理事会が評議員会に提出しようとする議案その他法令で定める書類等を調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事実があると認められたときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
  - (8) その他法令に定められた業務を行うこと。

(役員欠格事由)

**第17条** 次に掲げる者は、この法人の理事又は監事となることができない。

- (1) 法人法第177条において準用する法人法第65条第1項各号に掲げられた者
- (2) 法人法第177条において準用する同法第65条第1項第3号に該当する罪刑又は同項第4号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

- (3) 認定法第6条第1項第1号に該当する者
- (4) 認定法第6条第1項第1号ロに該当する罪刑又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

(役員の地位の喪失)

**第18条** この法人の理事又は監事は、前条第1項各号に該当するに至ったとき、自動的にこの法人の理事又は監事としての地位を喪失する。この場合において、当該役員としての地位を喪失した者については、次条第3項の規定は適用しない。

(役員任期)

**第19条** 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度の内、最終のものに関する定時評議員会の終結時までとする。ただし、補欠として選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合において、後任者が就任するまでは、役員として権利義務を有する。

(役員解任)

**第20条** 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会において解任することができる。ただし、監事の解任については、総評議員の4分の3以上の決議により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があったと認められるとき。

(役員報酬等)

**第21条** 役員には、評議員会で別に定める支給基準により報酬等を支給することができる。

2 役員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の承認により別に定める。

(競業及び利益相反取引の制限)

**第22条** 理事は、次に掲げる取引をしようとするときは、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間においてこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項各号の取引をした理事は、その取引後遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員責任の免除)

**第23条** この法人は、理事及び監事は、法人法第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問及び相談役)

**第24条** この法人は、理事長の諮問に応え、理事長に意見を述べるため、顧問又は相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、学識経験者及び職歴経験者の内から理事長が委嘱する。

3 前項に定めるもののほか、顧問及び相談役に関し必要な事項は、理事会の承認を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 理事会

(理事会の構成)

**第25条** 理事会は全ての理事をもって構成する。

(理事会の機能)

**第26条** 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるものの他、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務執行の監督
  - (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
  - (4) 法人法第181条第1項に規定する評議員会の招集に関する事項の決定
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産処分及び譲り受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 法人の業務の適性を確保するための体制の整備
  - (4) 法人法198条において準用される同法第111条第1項の規定に基づく役員等の責任の免除

(理事会の種類及び開催)

**第27条** 理事会は定例理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 定例理事会は毎事業年度2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。
  - (3) 前号の規定により請求した日から5日以内に、その請求をした日から2週間以内の日を理事会とする招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
  - (4) 第16条第7項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は同条第7項第6号の規定により、監事が招集したとき。

(理事会の招集)

**第28条** 理事会は、前条第3項第3号の規定により理事が招集する場合及び第16条第7項第6号の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第3項第2号又は第16条第7項第5号に該当する場合は、その日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の日の1週間前までに書面をもって通知しなければならない。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(理事会の議長)

**第29条** 理事会の議長は理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故あるときは、予め理事会の定める順序により、他の理事がこれに当たる。

(理事会の定足数)

**第30条** 理事会は理事総数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(理事会の決議)

**第31条** 理事会の議事は、この定款に別に定めるものの他、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会の決議の省略)

**第32条** 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものと見なす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(理事会への報告の省略)

**第33条** 理事若しくは監事が理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、法人法第197条において準用する同法第91条第2項の規定による報告を除き、その事項を理事会に報告することを要しない。

(理事会の議事録)

**第34条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

## 第5章 評議員及び評議員会

(評議員の定数及び選任等)

**第35条** この法人は3人以上6人以内の評議員を置く。

- 2 評議員は、この法人に別に定める評議員選考委員会の決議によって選任及び解任する。
- 3 評議員は、この法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(評議員の欠格事由)

**第36条** 次に掲げる者は、この法人の評議員となることができない。

- (1) 法人法第173条第1項において準用する同法第65条第1項各号に掲げられた者
- (2) 法人法第173条第1項において準用する同法第65条第1項第3号に該当する罪刑又は第4号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者
- (3) 認定法第6条第1項第1号に該当する者
- (4) 認定法第6条第1項第1号ロに該当する罪刑又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

(評議員の地位の喪失)

**第37条** この法人の評議員は、前条第1項各号に該当するに至ったとき、自動的にこの法人の評議員としての地位を喪失する。この場合において、当該評議員としての地位を喪失した者については、次条第3項の規定は適用しない。

(評議員の任期)

**第38条** 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度の内、最終のものに関する定時評議員会の終結時までとする。ただし、補欠として選任された評議員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は再任されることができる。
- 3 評議員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、評議員として権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

**第39条** 評議員には、各年度の総額が50万円を超えない範囲で、評議員会で別に定める支給基準により、報酬等を支給することができる。

- 2 評議員には、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議において別に定める。

(評議員会の構成等)

**第40条** この法人の評議員会は、評議員をもって構成し、評議員は評議員会において各1個の議決権を有する。

- 2 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

(評議員会の機能)

**第41条** 評議員会は、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項に限り議決することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員会は、第43条第3項の書面に記載した目的である事項以外は議決することができない。

(評議員会の開催)

**第42条** 定時評議員会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時評議員会は次に掲げるときに開催する。
  - (1) 理事会が必要と認めたとき。
  - (2) 評議員から、理事長に対し会議の目的である事項及びし招集の理由を示して請求があったとき。
  - (3) 前号の規定により請求をした評議員が、裁判所の許可を得て、評議員会を招集するとき。

(評議員会の招集)

**第43条** 評議員会は、前条第2項第3号の規定により評議員が招集する場合を除き、理事会の承認によって、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時評議員会を招集しなければならない。
- 3 評議員が招集する場合を除き、理事長が評議員会を招集するには、評議員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、評議員会の日の1週間前までに、書面をもって通知しなければならない。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
- 4 理事長は、前項の書面による通知に代えて、評議員全員の同意を得て、電磁的方法によって通知することができる。
- 5 前項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(評議員会の議長)

**第44条** 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(評議員会の定足数)

**第45条** 評議員会は、評議員の過半数の出席が無ければ開会することができない。

(評議員会の決議)

**第46条** 評議員会の議事は、この定款に別に定めるものの他、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(評議員会の決議の省略)

**第47条** 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告の省略)

**第48条** 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものと見なす。

(評議員会の議事録)

**第49条** 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

## 第6章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

**第50条** この定款は、評議員会において、評議員総数の3分の2以上の議決を得なければ変更することができない。ただし、第3条に規定する目的並びに第35条第2項に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第53条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。

2 前項の規定にかかわらず、第3条に規定する目的並びに第35条第2項に規定する評議員の選任及び解任の方法については、評議員会において、評議員総数の4分の3以上の決議を得なければ変更することができない。

3 前2項の変更を行った場合には、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併)

**第51条** この法人は、評議員会において、評議員総数の3分の2以上の決議を得ることにより、他の法人法上の法人との合併、事業の全部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為を行う場合には、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

**第52条** この法人は、法人法第202条第1項第2項を除く、第2項及び第3項に規定する事由による他、第3条に規定する目的を達成したときは、評議員会において、評議員総数の4分の3以上の決議を得ることにより、解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

**第53条** この法人が公益認定の取り消しを受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する財産を公益認定の取り消しを受けた日又は合併により消滅する日から1ヶ月以内に、評議員会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は同法第5条第17項イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

2 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、評議員会の決議を経て、前項に規定する公益法人等に寄付する。

## 第7章 事務局

(事務局)

**第54条** この法人の事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局には事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を経て理事長が任免し、その他の職員は理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の承認を経て、理事長が別に定める。



(書類等の備置き及び閲覧等)

**第55条** この法人の事務所には、常に次に掲げる書類を備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 評議員名簿及び役員名簿
- (3) 事業計画書及び収支予算書
- (4) 財産目録
- (5) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類等
- (6) 監査報告書
- (7) 評議員会議事録及び理事会議事録
- (8) 認定法第5条第13号に規定する報酬等の支給の基準を記載した書類
- (9) その他必要な書類及び帳簿

2 前項各号の書類等の備置き及び閲覧等の期間については法令の定めによる。

## 第8章 補則

(委任)

**第56条** この定款に定めるものの他、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の承認を経て、理事長が別に定める。

### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律及び公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人設立の登記日から施行する。
- 2 一般社団法人および一般財団法人に関する法律及び公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人設立の登記を行ったときは、第10条の規定にかかわらず、解散登記日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、松浦和義とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、別紙役員名簿に掲げる者とする。

別表第1 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）（第7条関係）

財産種別	場所・物量等
定期預金	10,000,000円 百十四銀行坂出支店 定期預金 口座番号 0033486

平成24年4月 1日	施行
平成25年7月 1日	一部改正
平成26年1月23日	一部改正
平成30年2月 6日	一部改正
令和 4年6月18日	一部改正

## 理事・監事名簿

理事(任期：令和2年6月から令和4年6月まで)

(ふりがな) 氏名	生年月日	現在の役職
まつうら かずのり 松浦 和義	昭和37年8月9日	公益財団法人香川成人医学研究所 理事長
すわ てるお 諏訪 輝生	昭和22年10月10日	公益財団法人香川成人医学研究所 専務理事
おおばやし しげゆき 大林 成行	昭和15年6月20日	東京理科大学名誉教授 公益財団法人香川成人医学研究所 理事
ながお しゅうじ 長尾 修自	昭和33年1月3日	社会医療法人財団大樹会総合病院回生病院副院長 公益財団法人香川成人医学研究所 理事
しわ まさあき 志和 正明	昭和39年1月18日	公益財団法人香川成人医学研究所 理事
やまし ひろやす 山西 弘泰	昭和31年10月31日	公益財団法人香川成人医学研究所 理事

監事(任期：令和2年6月から令和4年6月まで)

(ふりがな) 氏名	生年月日	現在の役職
びとう まさき 尾藤 正樹	昭和15年11月13日	公益財団法人香川成人医学研究所 監事
やまじ けいじ 山地 圭二	昭和36年8月18日	共同会計事務所 公認会計士 公益財団法人香川成人医学研究所 監事

# 公益財団法人香川成人医学研究所 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49条）第5条第13号及び定款第21条第1項から第3項並びに第39条の規定に基づき、公益財団法人香川成人医学研究所の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬の支給基準について定めることを目的とする。

## (報酬の種類)

第2条 役員等の報酬の種類は、役員報酬、交通費、謝金および退職慰労金とする。

## (報酬の決定基準)

第3条 常勤理事の報酬は評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、その職務、資格等を勘案して理事会で決定する。

2 常勤監事の報酬は評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、監事の協議によって決定する。

3 常勤評議員の報酬は定款において定められた総額の範囲内において、評議員会で決定するのとする。

## (報酬の支給額)

第4条 前条により定めた各役員ごとの役員報酬等の支給については役員等報酬規程細則に、また退職慰労金の支給については役員等退職慰労金細則に定める。

## (報酬の支払い方法)

第5条 役員等の報酬は、その金額を通貨で直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、役員等に支払うべき報酬金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員等の報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

## (報酬の支給日)

第6条 役員等の報酬の支給日は、職員賃金規程に定める賃金支給日に準ずるものとする。ただし、非常勤の役員等については、事実発生日以降速やかに支給する。

## (日割り計算)

第7条 新たに役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 役員等が退職し又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 役員等が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規程により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

## (端数の処理)

第8条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は理事長が別に定める。

平成24年 4月 1日 施行  
令和 4年 6月18日 一部改正

## 役員等報酬規程細則

役員報酬等規程（平成24年4月1日施行）の規定に基づき、役員等報酬の総額および支給額について以下のとおり定める。

1. 理事長 総額6,000,000円（税込）  
ただし、職制による給与がある場合には、給与とは別に役員報酬として月額15万円（税込）を限度に支給することができる。
2. 副理事長 総額5,000,000円（税込）  
ただし、職制による給与がある場合には、給与とは別に役員報酬として一人当たり月額10万円（税込）を限度に支給することができる。
3. 専務理事 総額4,800,000円（税込）  
ただし、職制による給与がある場合には、給与とは別に役員報酬として一人当たり月額5万円（税込）を限度に支給することができる。
4. 理事 総額2,400,000円（税込）  
ただし、職制による給与がある場合には、給与とは別に役員報酬として一人当たり月額5万円（税込）を限度に支給することができる。
5. 監事 総額300,000円（税込）  
監事は役員報酬を支給しない。監事会、理事会、評議員会に出席した場合に、1日一人当たり3万円（税込）の交通費・謝金を支給する。
6. 評議員 総額500,000円  
評議員会開催にあたり、1回一人当たり2万円（税込）の謝金を支給する。

平成24年 4月 1日 施行  
平成29年 6月24日 一部改正  
令和 4年 6月18日 一部改正

## 役員等退職慰労金細則

公益財団法人香川成人医学研究所の役員等報酬規程に鑑み、役員等の退職慰労金について、次の基準により支給する。なお、支給にあたっては、退任直前の理事会で決定し、評議員会の了承を得るものとする。

- 1 常勤の役員等が退任した場合は、就任年数に10万円を乗じた金額を支給する。
- 2 非常勤の役員等が退任した場合は、就任年数に10万円を乗じ、それにさらに0.2を乗じた金額を支給する。

平成29年 6月24日 施行

# 公益財団法人香川成人医学研究所 令和4年度第44期事業報告

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

## 1 当法人の現況に関する事項

### 1) 事業の経過およびその成果

令和4年度は、当法人が設立されてから44周年、公益財団法人となって11年目の年であったが、引き続き、設立理念である第1次予防から第3次予防までを一貫して実施できる健康診断、保健指導と運動指導、診療の三位一体の健康増進体制の確立と地域の人たちの健康増進への貢献を目指し、全職員一丸となって取り組んだ。しかし、令和2年度から続く新型コロナウイルス感染症蔓延により、全ての事業がその影響を受けるとともにその対策に追われる1年となった。

当年度の事業の概況について、事業規模の大半を占める健診事業は前年度に比べて受診者数、収益ともに減少した。また健康増進事業の保健指導部門は減少、運動指導部門は若干増加した。そして診療事業は患者数は減少したが、診療収入は増加した。以上の結果、令和4年度全体の事業収益は前年度を下回るものとなった。

### (1) 公1 地域の人たちの健康増進に寄与するための成人疾患の予防に関する総合的健診事業

#### ① 地域の人たちの健康増進に寄与するための健診事業

##### ア 施設健診

施設健診のうち午前中に行う人間ドックコース、1泊ドックコースは前年度に比べて受診者数、収入実績ともに若干増加したが、生活習慣病コースは減少、法定健診は受注の減少もあり大きく減少した。年金法改正による短時間労働者の被用者保険の適用拡大による影響についても、人間ドックおよび1泊コースで若干受診者の増加が見られたが、全体としては前年度を下回る実績となった。

午後に実施している人間ドック1日コースは、5月から11月まで毎月1回、法定健診も前年同様、毎週月・水・金曜日の午後に実施したが、受診者数は前年度並であった。日曜健診はかがわマンモグラフィサンデーへの参加も含め8日実施したが、受診者数は前年並みであった。

また、当年度から、生活習慣病コースから人間ドックコースへのアップグレードの推奨を開始したことにより、選択した受診者数が前年度に比べて30%以上増加した。一方各コースにおいて推奨してきた追加のオプション検査の実績は前年度に比べて減少した。

また前年度に続いて令和5年2月に、人間ドック、生活習慣病コース、一泊コースの受診者にお客様満足度のアンケート調査を行った結果、「満足」「やや満足」を合わせた回答が前年度に引き続き約90%を占める満足度であったことが判明した。

##### イ 移動健診

移動健診は移動健診車1台で実施している。当年度は2団体について入札に失敗した。しかし新たに1団体から新規受注を受けた。また、繁忙期5～6月頃には移動健診車をチャーターして実施した結果、前年度に比べて受診者数は若干減少したが、収入実績は若干増加した。

##### ウ 健診全般の営業活動の推進

健診の営業活動については、新型コロナウイルス感染症予防のため直接の訪問はほとんど出来ず電話、DM送付などにより実施した。

##### エ 健診の精度管理の向上と作業の効率化、省力化

当年度は健診業務の効率化、省力化を目指して、業務改善プロジェクトチームを立ち上げるとともに、所外の経営コンサルタントの支援を得て改善案の作成に取り組んだ。

また、健診業務の精度管理向上を目指して、医療技術者や事務職員を各種の学会や研修会に参加させ、最新の技術や知識の習得に努めた。

## ② 学術研究を通じた地域の人たちのための健康増進事業

### ア 業績集の発刊

健康診断受診者の実態やがん検診の成績、腹部超音波健診の成績、特定保健指導の実施状況などについてまとめた令和3年度年次報告書を発刊し、地域の行政機関や関係団体に配布した。

### イ 予防医学助成金

当年度は事業収支状況に鑑み、予防医学助成金の交付を中止した。

## (2) 公2 地域の人たちの健康増進に寄与するための成人疾患に関する啓発事業（健康増進事業）

### ① 特定保健指導事業

特定健診の結果に基づく特定保健指導の積極的支援並びに動機付け支援に力を入れ、支援体制の強化や対象者への積極的なアプローチを行ってきたが、当年度は保健指導実施者、収入実績ともに前年度を下回った。また、坂出市内企業の要請により、保健指導業務の受託も開始した。

### ② 健康増進事業

#### ア 健康維持・増進コース

保健師、管理栄養士ならびに健康運動指導士が一体となって、診察や健診で生活習慣病やその予備軍と判定された方々、認知症の予防や改善を希望する方々の健康維持増進を支援する「生活習慣病コース（A）」、「生活習慣病コース（B）」ならびに「脳内活性化コース」の3コースを実施している。特に当年度は生活習慣病コース（A）および（B）について、健康運動指導士などの所定の指導の下で実施した者とそうでない者との実施後の結果を検証する実証実験を開始したことで、施設の認知度が上がり、同コースの参加者、収入実績ともに前年度を上回った。

#### イ 健康講座・健康講演会

地域の人たちを対象とした施設内で行う健康講座はコロナ禍のため開設できないことから、HPやCARADAアプリに毎月「健康だより」を掲示し周知した。また、研究所施設を開放して開催する「健康のつどい」についても中止とした。

## (3) 収1 診療事業

診療事業は内科、循環器内科、消化器内科、放射線科で創立以来地域住民の病気の治療や治癒に努めるとともに、公益事業の健診事業や健康増進事業を収益面で支えてきた。当年度は前年度引き続き新型コロナウイルスのワクチン接種や感染が疑われる患者への抗原検査やPCR検査の実施などを行ってきたが、患者数は減少し、収入実績は若干増加した。日曜日の当番医は2回実施した。またストレスチェック収入などその他の収入も前年度並みであった。

## (4) 収2 受託検査

受託検査は、前年度と同様に坂出市、宇多津町、丸亀市、綾川町および坂出市の香川大学付属の各小・中学校の血液検査を受託したが、受託件数、収入実績ともに前年度並みであった。

## (5) 各事業共通の課題に対する取り組み

各事業のサービスの向上や安全・衛生管理の面からも、組織が円滑にかつ効率的に機能することが重要であるとの認識の下、以下のとおり各種の施策を実施した。

### ① 組織運営体制の強化と情報の「報告・連絡・相談」の徹底

当研究所を組織として円滑に動かすためには、組織としての経営の方針や決定事項等をはじめ、日々発生する事柄や情報の速やかな伝達や連絡、すなわち「報告・連絡・相談」の徹底が必要であるとの認識のもとに、当年度も、部課長連絡会議をはじめ各種委員会や打ち合わせ会議などを定期的に開催するとともに議事内容を必ず記録させ、関係職員に回覧し、周知徹底することで組織運営体制の強化に努めた。

### ② 業務の改善、効率化の推進

健診システムの適時改善や事務処理ソフトのAccessやRPA（WinActor）の活用により、健診の受診者管理や保健指導の事務処理、総務や経理事務の効率化、省力化に取り組んだ。

### ③ 収支管理の徹底

毎月の部門別の経営収支状況を全職員が共有し、日々の経費支出について、コスト管理を徹底するよう努めた。

### ④ 情報提供の迅速かつ有効化

HPを適時リニューアルするとともにCARADAアプリ加入者の増加に努め、お客様への情報提供の迅速化、有効化に取り組んだ。

なお、事業ごとの予算額、決算額ならびに達成率は以下のとおりである。

事業別	予算額（円）	決算額（円）	達成率%
公1 健康診断事業	528,147,000	529,162,212	100.2%
公2 健康増進事業	32,673,000	29,700,288	90.9%
収1 診療事業	90,538,000	91,361,603	100.9%
収2 受託検査事業	9,843,000	9,955,083	101.1%

## 2) 資金調達等

当年度は百十四銀行と中国銀行の当座貸越枠の範囲内で資金の調達、返済を行った。

## 3) 設備投資

次の固定資産を取得した。

- デジタルX線TV装置 Raffaine 17,200,000円
- デジタル眼底カメラ CR-2AF 2,697,500円

## 4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況（単位：円）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 当該事業年度
経常収益	659,134,760	658,956,828	682,029,700	670,499,778
当期経常増減額	9,067,654	16,508,032	32,454,353	5,081,171
当期一般正味財産増減額	8,987,654	-39,568,593	27,509,753	488,550
正味財産期末残高	85,944,670	46,079,725	73,130,167	73,487,099

## 5) 余剰金に関する事項

令和3年度に発生した公益事業部門における余剰金19,261,810円については、令和4年度の次の公益目的保有財産の医療機器更新のために消費した。（前々項の設備投資）

- デジタルX線TV装置 Raffaine 17,200,000円
- デジタル眼底カメラ CR-2AF 2,697,500円
- 合計投資額 19,897,500円

## 6) 主な事業内容

事業	主要な事業内容
健康診断事業	定期健康診断、人間ドック、移動健診、研究、研究助成等
健康増進事業	特定保健指導、健康維持・増進コース指導、健康講座、講師派遣等
診療事業	一般診療、ストレスチェック等

## 7) 事務所の状況

法人本部 〒762-0035 香川県坂出市横津町3丁目2-31

## 8) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入残額 (円)	借入年月日	償還期間等
百十四銀行 (長期)	210,000,000 円	平成29年3月31日	20年 (0.3%)
百十四銀行 (長期)	42,880,000 円	平成31年3月29日	7年 (0.35%)
中国銀行 (長期)	10,208,000 円	令和2年4月30日	5年 (0.34%)
観音寺信金 (長期)	50,000,000 円	平成29年3月31日	6年 (0.36%)
維持会基金 (長期)	42,154,834 円	平成28年10月31日	23年 (1.0%)

## 9) 許可、認可、承認に関する事項

なし

## 10) 株式を保有している場合の概要

百十四銀行株 400株

## 2 役員等に関する事項

### 1) 理事

役職名	氏名	任期	常勤・非常勤	報酬等
代表理事	松浦 和義	令和4年6月から2年	常勤	1,200,000 円
専務理事	諏訪 輝生	令和4年6月から2年	常勤	600,000 円
理事	大林 成行	令和4年6月から2年	常勤	600,000 円
理事	志和 正明	令和4年6月から2年	常勤	600,000 円
理事	長尾 修自	令和4年6月から2年	非常勤	600,000 円

### 2) 監事

役職名	氏名	任期	常勤・非常勤	報酬等
監事	尾藤 正樹	令和4年6月から2年	非常勤	0 円
監事	山地 圭二	令和4年6月から2年	非常勤	0 円

### 3) 評議員

役職名	氏名	任期	現職	報酬等
評議員	河合 正嗣	令和2年6月から4年	元社会福祉法人松寿会松ヶ浦 荘施設長	0 円
評議員	都寄 和美	令和2年6月から4年	つぎき内科クリニック院長	0 円
評議員	藤田 和子	令和2年6月から4年	まるがめ医療センター医師	0 円
評議員	松浦 裕子	令和2年6月から4年	社会福祉法人松寿会理事長	0 円
評議員	佐野 正	令和2年6月から4年	公益財団法人高松観光コンベ ンション・ビューロー理事長	0 円
評議員	吉田 穂東	令和2年6月から4年	一般財団法人大西精神衛生研 究所理事長	0 円

### 4) 退任した役員等

なし



## 5) 役員等の報酬等

区分	人数	報酬等の総額	備考
理事	5名	3,600,000円	
監事	2名	0円	
評議員	6名	0円	
合計	13名	3,600,000円	

- 注) 1. 理事の報酬の額には、使用人兼理事の使用人分給与は含まれていない。  
 2. 理事の報酬限度額は、平成25年5月17日開催の第1回定時評議員会において、代表理事600万円以内、副理事長500万円以内、専務理事480万円以内、理事240万円以内と決議されている。  
 3. 監事の報酬限度額は、平成25年5月17日開催の第1回定時評議員会において、年額30万円以内と決議されている。

## 6) 職員に関する事項

### (1) 重要な使用人

職名	氏名	就任年月日	担当	備考
管理部門統括	山西弘泰	令和4年9月1日	法人・事業事務	
健診技術統括	西江誠	令和2年4月1日	健診技術	
部長	平田浩登	平成29年3月1日	健診事業事務	

### (2) 従業員数（令和4年4月1日現在）

医師常勤:2名、医師非常勤:12名 看護師・准看護師:13名 臨床検査技師:9名  
 診療放射線技師:8名 管理栄養士:4名 保健師:2名  
 健康運動指導士:3名、運動トレーナー:1名 事務職:18名 計72名

## 7) 役員会等に関する事項

### (1) 理事会

開催年月日	議事事項	会議の結果
令和4年5月28日	令和3年度事業報告・計算書類、余剰金の解消方法、次期役員候補者、定款の一部改正(案)、役員等報酬規程一部改正(案)、令和4年度定時評議員会招集の承認	可決
令和4年6月18日	代表理事及び専務理事選任	可決
令和4年10月29日	就業規則及び育児・介護休業規程の改正(案)、ストレスチェック制度実施規程の改正(案)、令和4年度予防医学助成金の中止承認	可決
令和5年3月25日	令和5年度事業計画(案)、収支予算(案)の承認	可決

### (2) 評議員会

開催年月日	議事事項	会議の結果
令和4年6月18日	令和3年度事業報告、計算書類の承認、次期役員選任、定款の一部改正(案)承認、役員等報酬規程の一部改正(案)承認	可決

貸借対照表

令和 5 年 3 月 31 日 現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金及び預金	31,417,344	24,896,091	6,521,253
未収金	50,680,493	55,039,391	-4,358,898
前払費用	422,215	506,255	-84,040
預け金	34,220	34,220	0
貯蔵品	4,452,277	4,088,695	363,582
流動資産合計	87,006,549	84,564,652	2,441,897
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	10,000,000	10,000,000	0
基本財産合計	10,000,000	10,000,000	0
(2) 特定資産			
退職積立金	3,908,567	1,263,002	2,645,565
医療機械	1	294,578	-294,577
受贈土地	120,000,000	120,000,000	0
特定資産合計	123,908,568	121,557,580	2,350,988
(3) その他固定資産			
建物	256,774,099	266,728,052	-9,953,953
建物付属設備	6,112,394	6,946,105	-833,711
構築物	2,034,030	2,591,296	-557,266
車輛運搬具	268,817	628,020	-359,203
工具器具備品	4,991,547	4,224,795	766,752
ソフトウェア	2,405,256	3,763,039	-1,357,783
医療器械	18,052,610	4,246,920	13,805,690
電話加入権	562,382	562,382	0
敷金・保証金	960,000	960,000	0
投資有価証券	734,800	663,600	71,200
長期前払費用	709,500	907,500	-198,000
保険積立金	2,141,934	247,443	1,894,491
長期前払保険料	28,041,927	47,108,611	-19,066,684
出資金	25,000	25,000	0
その他の固定資産合計	323,814,296	339,602,763	-15,788,467
固定資産合計	457,722,864	471,160,343	-13,437,479
資産合計	544,729,413	555,724,995	-10,995,582
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
未払金	34,447,907	32,478,481	1,969,426
預り金	2,571,699	2,363,703	207,996
未払法人税等	4,592,600	4,944,600	-352,000
未払消費税等	5,440,700	9,949,200	-4,508,500
仮受金	38,007	38,007	0
短期借入金	65,000,000	40,000,000	25,000,000
1年内返済予定長期借入金	33,323,891	36,152,042	-2,828,151
流動負債合計	145,414,804	125,926,033	19,488,771
2. 固定負債			
退職給付引当金	3,908,567	1,263,002	2,645,565
長期借入金	321,918,943	355,242,834	-33,323,891
固定負債合計	325,827,510	356,505,836	-30,678,326
負債合計	471,242,314	482,431,869	-11,189,555
<b>III 正味財産の部</b>			
1. 指定正味財産			
定期預金	130,000,001	130,294,578	-294,577
	10,000,000	10,000,000	0

科	目	当 年 度	前 年 度	増 減
	補助金	1	294,578	-294,577
	受贈土地	120,000,000	120,000,000	0
	指定正味財産合計	130,000,001	130,294,578	-294,577
	うち基本財産への充当額	10,000,000	10,000,000	0
	うち特定資産への充当額	120,000,001	120,294,578	-294,577
2.	一般正味財産			
	うち基本財産への充当額	0	0	0
	うち特定資産への充当額	0	0	0
	一般正味財産合計	-56,512,902	-57,001,452	488,550
	正味財産合計	73,487,099	73,293,126	193,973
	負債及び正味財産合計	544,729,413	555,724,995	-10,995,582

正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	120	120	0
基本財産受取利息	120	120	0
② 特定資産運用益	2,101	48,978	-46,877
特定資産受取利息	1	0	1
特定資産受取配当金	2,100	48,978	-46,878
③ 受取会費	0	0	0
④ 事業収益	657,016,039	659,533,038	-2,516,999
健診車健診収入	101,299,102	97,782,887	3,516,215
施設健診収入	310,733,362	315,712,310	-4,978,948
まんのう町人間ドック収入	5,377,640	4,828,043	549,597
善通寺市人間ドック収入	13,181,497	12,622,564	558,933
多度津町人間ドック収入	1,452,750	1,815,889	-363,139
全国健康保険協会収入	95,562,568	95,743,946	-181,378
保健指導収入	21,762,501	22,791,737	-1,029,236
健康増進収入	7,894,049	7,643,668	250,381
受託研究収入	0	100,000	-100,000
診療収入	34,363,161	36,291,347	-1,928,186
国保請求収入	39,728,877	38,620,091	1,108,786
社保請求収入	13,879,849	13,505,046	374,803
ストレスチェック収入	1,825,600	2,099,600	-274,000
受託検査収入	9,955,083	9,975,910	-20,827
⑤ 受取補助金等	2,017,230	489,352	1,527,878
受取補助金等振替額	294,577	296,352	-1,775
受取補助金等	1,722,653	193,000	1,529,653
⑥ 受取負担金	0	0	0
⑦ 受取寄付金	10,000,000	0	10,000,000
受取寄付金	10,000,000	0	10,000,000
⑧ 雑収益	1,464,288	21,958,212	-20,493,924
受取利息	283	357	-74
受取配当金	30,300	24,300	6,000
雑収入	1,433,705	21,933,555	-20,499,850
経常収益計	670,499,778	682,029,700	-11,529,922
(2) 経常費用			
① 事業費	656,152,416	641,427,121	14,725,295
給料手当	305,303,522	299,691,087	5,612,435
法定福利費	33,805,640	32,391,981	1,413,659
福利厚生費	60,000	114,911	-54,911
退職給付費用	3,624,183	1,509,077	2,115,106
役員報酬	3,000,000	3,000,000	0
旅費交通費	7,816,528	7,317,656	498,872
通信運送費	11,039,348	10,592,403	446,945
消耗品費	6,425,994	6,867,966	-441,972
修繕費	4,743,541	4,151,331	592,210
図書印刷費	3,288,564	1,786,541	1,502,023
役務費	17,753,179	14,187,809	3,565,370
水道光熱費	7,016,709	6,530,158	486,551
賃借料	5,437,118	7,558,889	-2,121,771
保険料	9,693,137	11,178,793	-1,485,656
公租公課	815,608	956,417	-140,809
広告宣伝費	930,666	946,898	-16,232
会費	1,722,868	2,038,509	-315,641

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
交際接待費	183,844	108,212	75,632
委託検査料	21,919,175	19,983,558	1,935,617
リース料	26,045,024	25,309,538	735,486
給食費	11,683,724	11,699,492	-15,768
材料費	106,842,500	106,365,738	476,762
支払利息	1,644,128	2,581,531	-937,403
減価償却費	24,574,492	18,579,861	5,994,631
支払手数料	9,273,844	11,179,591	-1,905,747
健診宿泊料	3,157,319	3,082,511	74,808
寄附金	1,050,000	2,050,000	-1,000,000
講師料	2,985,500	2,994,000	-8,500
医療機器保守費	10,276,494	12,475,200	-2,198,706
衛生管理費	10,639,457	10,444,466	194,991
教育研修費	60,274	34,091	26,183
雑費	3,340,036	3,718,906	-378,870
② 管理費	9,337,391	8,135,826	1,201,565
給料手当	5,396,049	4,762,651	633,398
法定福利費	600,122	552,096	48,026
福利厚生費	0	60,000	-60,000
退職給付費用	274,000	26,125	247,875
役員報酬	600,000	600,000	0
旅費交通費	51,949	77,565	-25,616
通信運搬費	115,891	119,454	-3,563
修繕費	1,950	0	1,950
図書印刷費	0	6,600	-6,600
役務費	78,295	166,941	-88,646
水道光熱費	205,948	228,067	-22,119
貸借料	76,368	76,368	0
保険料	150,109	12,744	137,365
公租公課	7,979	5,539	2,440
広告宣伝費	2,700	176,700	-174,000
会費	129,000	168,300	-39,300
交際接待費	58,808	47,326	11,482
支払利息	106,549	227,516	-120,967
減価償却費	248,429	274,041	-25,612
支払寄付金	10,000	10,000	0
衛生管理費	174,836	219,961	-45,125
雑費	1,048,409	317,832	730,577
経常費用計	665,489,807	649,562,947	15,926,860
評価損益等調整前当期経常増減	5,009,971	32,466,753	-27,456,782
基本財産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	71,200	-12,400	83,600
投資有価証券評価損益等	71,200	-12,400	83,600
評価損益等計	71,200	-12,400	83,600
当期経常増減額	5,081,171	32,454,353	-27,373,182
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
① 固定資産売却損	21	0	21
固定資産除却損	21	0	21
経常外費用計	21	0	21
当期経常外増減額	-21	0	-21
法人税、住民税及び事業税	4,592,600	4,944,600	-352,000
当期一般正味財産増減額	488,550	27,509,753	-27,021,203
一般正味財産期首残高	-57,001,452	-84,511,205	27,509,753
一般正味財産期末残高	-56,512,902	-57,001,452	488,550

科	目	当 年 度	前 年 度	増 減
II	指定正味財産増減の部			
	受取補助金等	0	0	0
	一般正味財産への振替額	294,577	296,352	-1,775
	一般正味財産への振替額	294,577	296,352	-1,775
	当期指定正味財産増減額	-294,577	-296,352	1,775
	指定正味財産期首残高	130,294,578	130,590,930	-296,352
	指定正味財産期末残高	130,000,001	130,294,578	-294,577
III	正味財産期末残高			
	正味財産期末残高	73,487,099	73,293,126	193,973

## 財 産 目 録

令和 5年 3月 31日 現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金 額
<b>(流動資産)</b>				
現金及び預金	現金	手許保管	運転資金として	706,845
	預金	百十四銀行坂出支店 普通預金 No.0306469	運転資金として	25,113,311
	預金	中国銀行坂出支店 普通預金 No.1379435	運転資金として	2,919,805
	預金	高松信金坂出東支店 普通預金 No.3931586	運転資金として	1,717,959
	預金	伊予銀行坂出支店 普通預金 No.1272621	運転資金として	193,149
	預金	香川銀行坂出支店 普通預金 No.3559001	運転資金として	471,101
	預金	観音寺信用金庫坂出支 普通預金 No.0033854	運転資金として	295,174
	未収金	健診未収金等	公益事業及び収益事業に係る未 収入金	50,680,493
	前払費用	東亜ビジネスアソシエ (株)他	賃料等の前払い	422,215
	預け金	リサイクル料	公益事業及に係る預け金	34,220
	貯蔵品	医薬品等	公益事業及び収益事業に係る 貯蔵品	4,452,277
<b>流動資産合計</b>				<b>87,006,549</b>
<b>(固定資産)</b>				
基本財産	定期預金	百十四銀行坂出支店 No.0033486	運用益を公益事業に充てるため に保有している	10,000,000
特定資産	退職積立金	大同生命	職員の退職金の支払いに備えた もの	3,908,567
	医療器械	マンモCAD	公共事業に係る医療器械	1
	受贈土地	坂出市横津町3丁目 1178番1 (3640.11㎡)	公益事業及び収益事業の用に供し ている	120,000,000
その他固 定資産	建物	坂出市横津町3丁目	公益事業及び収益事業の用に供し ている	256,774,099
	建物付属設備	火災報知機設備等	公共事業及び収益事業の用に供し ている	6,112,394
	構築物	車両土間嵩上げ工事等	公共事業及び収益事業の用に供し ている	2,034,030
	車輛運搬具 器具備品	マイクロバス等 コンピューターシステム等	公共事業の用に供している 公共事業及び収益事業の用に供し ている	268,817 4,991,547
	ソフトウェア 医療器械	電子カルテ等 健診機器等	公益事業の用に供している 公共事業及び収益事業の用に供し ている	2,405,256 18,052,610
	電話加入権	坂出市横津町3丁目	公益事業及び収益事業の用に供し ている	562,382
	敷金・保証金	大東建託(株)	公益事業及び収益事業の用に供し ている	960,000
	長期前払費用	日本メディカル(株)	X線骨密度測定装置保守料を前払 いたしたもの	709,500
	保険積立金	大同生命	役員及び職員の退職金の支払い に備えたもの	2,141,934
	長期前払保険料	日本生命他	役員及び職員の退職金の支払い に備えたもの	28,041,927
	投資有価証券	百十四銀行株式 400株	運用益を公益事業に充てるため に保有している	734,800
	出資金	観音寺信用金庫	出資金	5,000
		香川県医師協同組合	出資金	10,000
		巡回健診事業協同組合	出資金	10,000

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
固定資産合計			457,722,864
資産合計			544,729,413
(流動負債)			
未払金	化研テクノ(株)他	公益事業及び収益事業に係る未払	34,447,907
預り金	源泉所得税等	源泉所得税	2,571,699
仮受金	従業員生命保険料	従業員	38,007
短期借入金	百十四銀行坂出支店	運転資金として	45,000,000
	中国銀行坂出支店	運転資金として	20,000,000
1年内返済予定	百十四銀行坂出支店	公益事業及び収益事業への設備	26,840,000
長期借入金		投資として	
	中国銀行坂出支店	運転資金として	4,488,000
	維持会	運転資金として	1,995,891
未払消費税等		消費税等の支払いに充てるため	5,440,700
未払法人税等		法人税等の支払いに充てるため	4,592,600
流動負債合計			145,414,804
(固定負債)			
長期借入金	百十四銀行坂出支店	公益事業及び収益事業への設備投	226,040,000
		として	
	中国銀行坂出支店	運転資金として	5,720,000
	観音寺信用金庫	運転資金として	50,000,000
	維持会	運転資金として	40,158,943
退職給付引当金		職員の退職金の支払いに備えたも	3,908,567
		の	
固定負債合計			325,827,510
負債合計			471,242,314
正味財産			73,487,099

## 公益目的保有財産の明細

財産種別	公益認定前取得 不可欠特定財産	公益認定後取得 不可欠特定財産	その他の 公益目的保有財産	使用事業
定期預金			百十四銀行坂出支店 6,000,000円	健診、健康増進
建物			220,451,815円	健診、健康増進
建物付属設備			5,347,328円	健診、健康増進
構築物			1,759,533円	健診、健康増進
医療器械			17,157,906円	健診事業
車輛運搬具			268,817円	健診事業
器具備品			4,933,942円	健診、健康増進
ソフトウェア			2,352,278円	健診、健康増進
電話加入権			492,084円	健診、健康増進
敷金・保証金			122,880円	健診、健康増進
土地			坂出市横津町3丁目1178番1 (3640.11㎡) 105,600,000円	健診、健康増進
合計			364,486,583円	



公益財団法人 香川成人医学研究所  
令和5年度（2023年度）（第45期）事業計画

令和5年度は、当法人にとって創立以来45年目、公益法人として12年目に当たります。

当研究所は、これまで国の予防医学、健康政策に十分対応し、地域の人々の健康を守ることを目標に、人間ドックや生活習慣病、特定健診などを行う健診部門、健診結果に基づき栄養指導や運動指導により健康の維持改善を目指す健康増進部門、並びに患者の早期治療、治癒を目指す医療部門の3つの部門を三位一体として有機的に連携、機能させ、地域の人々の健康維持増進に貢献できるよう努力してまいりました。

前年度の令和4年度は令和2年度から続く新型コロナウイルス感染症の蔓延の波が繰り返し押し寄せる中で、全部門とも厳しい事業運営を強いられた1年となりました。特に健診部門は年金法改正による短時間労働者の健診需要拡大を見込みましたが、コロナ感染者拡大の影響がキャンセル等も多く成果が上がらず、さらに年度後半には得意先の公的機関の入札失敗等例年のない受注減少にも苦しみ、健診事業全体としては前年度を下回る事業実績となる見込みであります。また、診療事業は発熱外来へのコロナ感染症検査が急増しましたが、通常診療の患者数は減少傾向にあります。さらに、健康増進部門の生活習慣病対策の特定保健指導は減少傾向が続き、運動指導は生活習慣病改善の実証研究の実施と相まって、生活習慣病コースの参加者が増加傾向にあります。

令和5年度は新型コロナウイルス感染症の感染者が減少するなかで、感染症の扱いが第5類に分類されるなど、これまでとは環境が異なる中で前年度に引き続き緊張感に満ちた事業運営が予想されます。さらには未来に向けて情報技術や医療技術が急速に進展するなかで、健診の高精度化や健診システムの革新、診療における診療や処方箋情報の電子化、リモート（遠隔）診療やパーソナル（個別）健康指導など多様な課題にも直面しております。

当研究所はこのような予測が難しく且つ厳しい環境にあっても、積極的かつ柔軟に対応できる力を整えながら、引き続き当法人の目標である地域の人々の健康維持増進に貢献してまいります。

令和5年度もこれらの覚悟を持って、以下の計画に基づき全職員が一丸となって取り組むことといたします。

## I 基本理念

- 1 健診・医療・運動療法・栄養指導など、健康にかかわる総合的な活動を通して地域の健康増進に寄与します。
- 2 地域との連携を密にするため、地域が必要とする情報を最大限に発信するとともに、地域との交流を積極的に行います。
- 3 健康増進部門を新たな核として、健診と医療を有機的に機能させ、もって予防医学の新分野を研究開発します。

## II 基本方針

- 1 人間ドック、特定健診および特定保健指導の実績を年々向上させます。
- 2 健診結果を有機的に活用して、効率的かつ合理的な診療をおこない、早期治療に努めます。また、他の医療機関との連携を図ります。
- 3 栄養講座・運動療法講座などを開催し、地域との交流を通じ、健康意識の向上を図ります。

- 4 職員の技能と知識の向上を図るとともに、多能化を着実にまいります。
- 5 健康増進部門では、具体的な運動指導や栄養指導、保健指導を通じて地域の方々の心と身体の健康増進を目指します。そして、多面的な地域連携を図り、地域の人達の健康増進に努めます。

### Ⅲ 令和5年度事業計画

#### 1 公1 地域の人たちの健康増進に寄与するための成人疾患の予防に関する総合的健診事業

##### (1) 地域の人たちの健康増進に寄与するための健診事業

成人病疾患の予防のための総合的健診事業として、人間ドック、生活習慣病健診、特定健診等のサービスの充実に努めていますが、令和5年度もさらに受診者様の利便性や検査の精度の向上を図るなど、地域の人たちの健康増進に努力してまいります。

令和5年度は健診事業全体として、年金法改正で短時間雇用者の被用者保険の適用拡大による需要の拡大により、全体の受診者数が増加すると見込まれます。

##### 1) 施設健診

- ① 令和5年度は午前実施の人間ドック、生活習慣病健診、1泊ドック、法定健診は、全体に受診者数が増加する見込みです。そこで本年度は健診予約枠の拡大や受診者の検査順序や事務処理等全般的な態勢の見直しを行い、検査の待ち時間の縮小や全体の健診時間の短縮など健診の円滑な実施に努めます。

また前年度に引き続き生活習慣病コースから人間ドックへのアップグレードを積極的に推奨してまいります。

- ② 1泊ドックについては、令和5年度は前年度以上に受診者数が増加する見込みで、繁忙期は予約枠が飽和状態になりつつあります。本年度も繁忙期の予約枠の拡大や閑散期への予約の推奨など、健診の円滑な実施に努めます。

- ③ 午後人間ドックについて、令和5年度も、前年度と同じ期間で毎月第3金曜日（月1回）に実施いたします。

また、法定健診を対象とした午後健診も毎週月、水、金曜日（週3回）に実施していますが、必要により柔軟に実施日の増加や2診体制を敷くなど健診の円滑な実施に努めます。

- ④ 日曜健診については、平日と同様の全健診項目が受診できる体制を整えるとともに、かがわマンモグラフィサンデーへの参加を含め、年間7回実施いたします。

##### 2) 移動健診

移動健診は、前年度は新規契約もありましたが、入札失敗もあり厳しい実績となりました。令和5年度は新規契約の獲得に努めるとともに、レンタル車の効率的活用も含めて、実施団体と調整しながら健診の円滑な実施を目指します。

##### 3) 健診全般の営業活動の推進

- ① 営業担当者の訪問による契約団体への営業活動や新規団体や新規顧客の開発は、事業継続に欠かせない活動です。前年度は新規の団体契約もありましたが入札失敗もありました。令和5年度は前年度以上に積極的な営業活動を行い、新規顧客獲得に努めます。

- ② オプション検査について、施設健診、移動健診共に減少傾向にあります。ただ、令和4年度から開始した生活習慣病健診のアップグレードコースは好評で、さらに種類を増やし

て実施いたします。また、一般の健診でも新しいオプション検査項目の開発を行い、ホームページやCARADAアプリなどを活用してPRするなど、オプション検査の増加に努めます。

#### 4) 健診の精度向上

令和5年度も医療技術者に最新の技術や知識、資格を取得させるため、積極的に各種学会や研修会等への参加や発表等に参加させます。また部門内研修などにより、担当職員全員の技術や意識のレベル向上をはかり、各種検査の精度の向上を図ってまいります。

また、日本人間ドック学会の人間ドック健診施設機能評価基準を参考に、健診業務全般にわたる精度の向上に努めてまいります。

#### 5) 受診者（お客様）サービスの向上

前年度からプロジェクトチームを作り、健診予約から結果表送付までの受診者サービスの改善、向上を目指して取り組んできており、令和5年度は予約時刻や予約枠の改善、健診の進行方法の改善、検査待ち時間の短縮等具体的な対策の実行に取り組みます。

スマホのCARADAアプリ登録者は前年度末で施設健診受診者の約25%となり、毎月増加しております。登録者には、健診結果は書面で交付するだけでなく、CARADAアプリ登録者は結果情報が常時に確認できるようにしていますが、登録者数の拡大も含めさらに利便性の向上を図ります。

また、毎年定期的に受診者満足度調査を実施し、その結果をお客様サービスの改善に反映させるなど、お客様満足度向上に努めます。

#### 6) 健診業務の効率化

令和5年度は健診の予約、案内から健診実施、結果の判定、結果表の作成、報告、そして健診料金の請求に至るまでを一体化した新しい健診システムの導入を検討し、健診業務全般にわたる業務の効率化を目指します。

また、結果表作成について、各部門ごとの責任体制の確立や結果表全般にわたる事務作業の見直しを行うなど効率化に努めます。

更に、移動健診車での検査結果等のデータを現場で直接健診システムに入力する方式の導入を進めます。

### (2) 学術研究を通じた地域の人たちのための健康増進事業

#### 1) 研究成果の発表

① 職員が各種学会等へ参加するとともに研究発表等に関わることや、自主的な研究開発活動にも積極的に取り組むことで、知識や技能ならびに意識の向上を図り、健診業務の精度や顧客満足度の向上に活かします。

② 令和4年度までの健診業務を通じて得たデータを集計・分析・評価し、業績集としてまとめて公表いたします。また、その他健康増進に関する研究成果や学術論文などについても同様に業績集にまとめ、地域の行政機関や関係団体に配布するなど積極的に公表してまいります。

#### 2) 研究助成事業

学術研究機関への研究助成については、コロナ禍の経営状況に鑑み中止しておりますが、令和5年度は経営状況を判断しながら行うこととし、医学研究者の資質向上を通じて地域

住民の健康維持増進に貢献いたします。

## 2 公2 地域の人たちの健康増進に寄与するための成人疾患に関する啓発事業

令和5年度も「自らの健康は自らが守る」という意識の啓発と普及を図るため、特定保健指導事業と健康増進事業を2本柱に、生活習慣病の予防など地域の人たちの健康増進に寄与してまいります。

### (1) 特定保健指導事業

健診結果に基づく特定保健指導は、動機付け支援、積極的支援など対象者のレベルに応じて、自分の健康について自覚をもって改善に継続的に取り組めるよう、様々な働きかけを行っております。令和5年度も受診者にとって「効率よく、継続でき、効果が上がる」保健指導の実現を目指して取り組んでまいります。

また、特定保健指導業務について、引き続き階層化判定業務の効率化、リモート保健指導の体制整備やペーパレス化の推進など業務の効率化を進めてまいります。

### (2) 健康増進事業

#### 1) 健康維持増進コース

生活習慣病と診断されたり、認知症予防を希望する方々への健康維持増進を目指して、健診とクリニック、運動指導、保健指導、食事指導、座学を一体となって取り組む「生活習慣病コース(A)」「生活習慣病コース(B)」「脳内活性化コース」の3コースを創設し、地域住民の健康増進に努めております。ただ、ここ数年、コース自体の認知度不足やコース内容や料金等にも改善すべき点が多くあることに加えて、新型コロナウイルス感染症の蔓延で利用者数は極めて低調でした。しかし、近隣の希望者のモニターによる生活習慣病改善コースの実証研究の開始と各種の広報活動が功を奏して利用者が増加し始めております。

令和5年度は、引き続き生活習慣病改善コースの実証研究を実施するとともに、定期的に参加推奨キャンペーンや広報戦略を展開することにより、地域の方々に実効をPRしながらコース参加者の増加に努めます。

更に、実証研究の成果やコース参加者の健康改善状況などの情報を集積し、業績集にまとめ、公表することで地域の人々の健康増進に貢献いたします。

#### 2) 健康講座、健康講演会等

コロナ感染症の蔓延以来、地域の人たちを集めての健康講座も健康講演会も開催できておりませんが、ホームページやCARADAアプリを活用して、毎月1回テーマを決めて「健康だより」を送信してきました。令和5年度は、コロナ禍の状況が改善次第、地域の人たちを集めた健康講座や健康をテーマとした講演会、講習会を開催するとともに、地域住民からの要請による講師の外部派遣も実施します。

また、同様に中断している本所施設全般を会場にした健康講演会や簡易な健診や認知症テスト、トレーニング機材の解放、スタジオレッスンなどを無料で行う「健康のつどい」も、年度末に開催を計画いたします。

さらに所外の公共施設を活用し、坂出市やその他関係機関と連携した健康講演会など健康をテーマとした活動にも積極的に取り組むことといたします。

### 3 収1 診療事業

本研究の診療事業は、健診施設と併設し、地域に根差し、効率的且つ合理的な診療を行う「かかりつけ医」として、病気の早期発見、早期治療に努めています。特に前年度はコロナ感染症蔓延の中で、発熱外来でワクチンの接種や抗原検査の実施など、地域の人たちの感染予防や防止に努めました。ただ、高齢化や人口減少更にはコロナ感染症蔓延の影響により新規患者数は半減、患者総数も漸減傾向が続いております。

令和5年度は引き続き健診部門や健康増進部門との連携をさらに密にしながら、地域に根差す診療機関としての役割を積極的に果たしてまいります。さらに、情報化社会の進展の中で患者情報の共有化のための診療や処方箋情報の電子化への取り組みや「遠隔（リモート）診療」に対応する体制づくりの検討も進めながら、永続的な地域住民の病気の治療と健康維持増進に努力いたします。

### 4 収2 受託検査事業

令和5年度も前年度に引き続き、企業や団体からの委託を受けて各種の検査を実施します。特に中讃地区の坂出市、宇多津町、丸亀市、綾川町の小中学校の小児生活習慣病の受託検査については、引き続き受託を計画いたします。

### 5 全般共通課題

- (1) 施設をご利用いただいている受診者、参加者の方々へ提供している全般的なサービスの見直しを常時行い、お客様の満足度向上を図ります。
- (2) 急速に進歩する情報技術などを十分に活用し、業務執行全般にわたり効率化、省力化に努めます。
- (3) 各部門毎に業務目標を設定するとともに、部門長等等役職者の役割を明確にし、全組織、全職員が一丸となって目標達成に向けて邁進する力強い組織づくりを目指します。
- (4) 毎月の事業収支を厳格に管理するとともに、経費節約、コスト削減に実効を上げるとともに収支改善に努めてまいります。
- (5) 組織間、職員間の情報の共有化を目指して、全職員が「報告、連絡、相談」を密に行い、インシデントやアクシデントの撲滅をはじめ、職員間の信頼性の強化に努めます。
- (6) 所内外のレベルアップ研修への参加やOJT等、あらゆる機会をとらえて職員個々人の意識、知識、技能の向上を図り、研究所全体の業務執行能力の向上を図ります。
- (7) 職員が毎日元気で安心して働ける風通しの良い明るい職場づくりに努めます。

## IV 資金調達及び設備投資、計画

### 1 資金調達計画

なし

### 2 設備投資計画

令和5年の設備投資計画は次のとおりです。

設置・整備計画の設備機器	現在の使用中の機器	購入予定価格
純音オージオメーター（メーカー未定）	ダナジャパン	120万円

卓上遠心分離器S700T (クボ タ)	卓上遠心分離器CT6EL (日 立)	100万円
------------------------	-----------------------	-------

# 令和5年度施設利用者数及び収入計画

(公財)香川成人医学研究所

(単位=人員:人、金額:千円)

年度・項目	人間ドック		生活習慣病		法定		1泊コース		施設健診計		バス健診		健診合計	
	人員・金額	前年比%	人員・金額	前年比%	人員・金額	前年比%	人員・金額	前年比%	人員・金額	前年比%	人員・金額	前年比%	人員・金額	前年比%
受診者数	2,348		9,296		7,264		713		19,621		12,908		32,529	
令和4年度見込														
令和5年度計画	2,585	110.1	9,655	103.9	7,740	106.6	774	108.6	20,754	1.133	13,396	488	34,150	105.0
健診収入	90,577		208,491		70,845		43,534		413,447		121,558		535,005	
令和4年度見込														
令和5年度計画	99,649	110.0	217,020	104.1	77,032	108.7	47,369	108.8	441,070	27.623	126,645	5,087	567,715	106.1

## クリニック部門 (単位:人) (金額:千円)

年度・項目	患者数		診療収入		課税対象診療収入		Sチャック収入		クリニック収入合計	
	人員数	前年比%	収入額	前年比%	収入額	前年比%	収入額	前年比%	収入額	前年比%
令和4年度見込	8,646		66,117		22,520		2,204		90,841	
令和5年度計画	8,680	34	66,350	233	23,000	100.4	2,600	101.2	91,950	1,109

## 健康増進部門 (単位:人) (金額:千円)

年度・項目	支援者・参加者数		健康増進収入	
	人員数	前年比%	収入額	前年比%
保健指導部	1,137		21,553	
令和4年度見込				
令和5年度計画	1,227	90	25,200	3,647
運動指導部	218		8,554	
令和4年度見込				
令和5年度計画	288	70	10,473	1,919



# 公益財団法人香川成人医学研究所令和5年度正味財産増減計算書（内訳書）

## 令和5年4月1日～令和6年3月31日

（単位：円）

科 目	公益目的事業会計		共通	公益事業合計	収益事業会計			共通	収益事業合計	法人会計	合計
	公益1	公益2			収益1	収益2	過去の事業				
	健診事業	健康増進事業			診療事業	受託検査事業					
<b>I 一般正味財産の部</b>											
<b>1. 経常増減の部</b>											
<b>(1) 経常収益</b>											
①基本財産運用益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
基本財産受取利息	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
②事業収益	558,854,000	35,673,000	594,527,000	91,950,000	9,930,000			101,880,000			696,407,000
健診事業収益	558,854,000		558,854,000								558,854,000
巡回健診収入	104,334,000		104,334,000								104,334,000
施設健診収入	349,860,000		349,860,000								349,860,000
全国健康保険協会 受託研究事業収益	104,660,000		104,660,000								104,660,000
保健指導収益		35,673,000	35,673,000								35,673,000
保健指導収入		25,200,000	25,200,000								25,200,000
健康増進コース収入		10,473,000	10,473,000								10,473,000
講演会収入収益											
講演会収入											
診療事業収益				91,950,000				91,950,000			91,950,000
診療所収入				35,200,000				35,200,000			35,200,000
国保請求収入				40,248,000				40,248,000			40,248,000
社保請求収入				13,902,000				13,902,000			13,902,000
ストレスチェック収入				2,600,000				2,600,000			2,600,000
受託検査事業収益					9,930,000			9,930,000			9,930,000
受託検査収入					9,930,000			9,930,000			9,930,000
③受取寄付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
受取寄付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
④雑収益	3,429,000	48,000	3,477,000	309,000				309,000	359,000		4,145,000
受取利息	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
受取配当金	-	-	-	-	-	-	-	-	30,000		30,000
助成金収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
受取地代	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
雑収入	3,429,000	48,000	3,477,000	309,000				309,000	329,000		4,115,000
<b>経常収益計</b>	<b>562,283,000</b>	<b>35,721,000</b>	<b>598,004,000</b>	<b>92,259,000</b>	<b>9,930,000</b>			<b>102,189,000</b>	<b>359,000</b>		<b>700,552,000</b>
<b>(2) 経常費用</b>											
<b>事業費</b>											
給料及手当	268,000,000	35,860,000	303,860,000	28,870,000	1,200,000			30,070,000	6,220,000		340,150,000
法定福利費	26,800,000	3,564,000	30,364,000	3,669,000	120,000			3,789,000	625,000		34,778,000
退職金											
福利厚生費	26,000		26,000								26,000
退職給付費用											
役員報酬	2,040,000	240,000	2,280,000	720,000				720,000	600,000		3,600,000
旅費交通費	7,137,000	535,000	7,672,000	96,000				96,000	58,000		7,826,000
通信運送費	10,238,000	451,000	10,689,000	304,000				304,000	121,000		11,114,000
消耗品費	4,802,000	1,074,000	5,876,000	511,000				511,000			6,387,000
修繕費	4,201,000	297,000	4,498,000	25,000				25,000	2,000		4,525,000
図書印刷費	2,552,000	466,000	3,018,000	1,000				1,000			3,019,000
役務費	14,973,000	637,000	15,610,000	1,314,000				1,314,000	130,000		17,054,000
光熱水料費	6,800,000	595,000	7,395,000	905,000	56,000			961,000	255,000		8,611,000
賃借料	7,517,000	310,000	7,827,000	624,000				624,000	78,000		8,529,000
保険料	4,440,000	358,000	4,798,000	537,000				537,000	89,000		5,424,000
公租公課	649,000	86,000	735,000						13,000		748,000
広告宣伝費	624,000	365,000	989,000	141,000				141,000	3,000		1,133,000
会費	1,067,000	254,000	1,321,000	516,000				516,000	130,000		1,967,000
交際接待費	188,000		188,000						59,000		247,000
委託検査料	17,595,646		17,595,646	4,701,000	298,000			4,999,000			22,594,646
リース料	29,100,000	2,100,000	31,200,000	2,220,000				2,220,000			33,420,000
給食費	12,230,000	61,000	12,291,000	9,000				9,000	60,000		12,360,000
材料費	100,700,000	25,000	100,725,000	7,310,000	2,980,000			10,290,000			111,015,000
支払利息	1,451,000	137,000	1,588,000	155,000				155,000	98,000		1,841,000
会議費									109,000		109,000
減価償却費	14,100,000	3,264,000	17,364,000	1,369,000				1,369,000	217,000		18,950,000
支払手数料	9,207,000	138,000	9,345,000	8,000				8,000			9,353,000
健診宿泊料	3,440,000		3,440,000								3,440,000
寄附金	50,000		50,000						10,000		60,000
講師料		3,036,000	3,036,000						60,000		3,096,000
医療機器保守費	8,778,000	504,000	9,282,000	4,143,000				4,143,000			13,425,000
衛生管理費	9,694,000	466,000	10,160,000	601,000				601,000	174,000		10,935,000
教育研修費	60,000	10,000	70,000						30,000		100,000
研究助成支出											
雑費	2,100,000	329,000	2,429,000	440,000				440,000	1,026,000		3,895,000
<b>経常費用計</b>	<b>570,559,646</b>	<b>55,162,000</b>	<b>625,721,646</b>	<b>59,189,000</b>	<b>4,654,000</b>			<b>63,843,000</b>	<b>10,167,000</b>		<b>699,731,646</b>
<b>当期経常増減額</b>	<b>-8,276,646</b>	<b>-19,441,000</b>	<b>-27,717,646</b>	<b>33,070,000</b>	<b>5,276,000</b>			<b>38,346,000</b>	<b>-9,808,000</b>		<b>820,354</b>
<b>2. 経常外増減の部</b>											
<b>(1) 経常外収益</b>											
①基本財産売却益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
②固定資産売却益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
③長期前払保険料戻収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
④前期損益修正益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
⑤退職給与引当金取崩額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>経常外収益計</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>(2) 経常外費用</b>											
①基本財産評価損	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
②有価証券評価損	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
③前期損益修正損	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
④雑損失	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>経常外費用計</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>当期経常外増減額</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>他会計振替額</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>18,702,347</b>	<b>18,702,347</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-18,702,347</b>	<b>-18,702,347</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>税引前当期一般正味財産増</b>	<b>-8,276,646</b>	<b>-19,441,000</b>	<b>18,702,347</b>	<b>-9,015,299</b>	<b>33,070,000</b>	<b>5,276,000</b>	<b>-</b>	<b>-18,702,347</b>	<b>19,643,653</b>	<b>-9,808,000</b>	<b>820,354</b>
法人税、住民税及び事業税								80,000			80,000
<b>当期一般正味財産増減額</b>	<b>-8,276,646</b>	<b>-19,441,000</b>	<b>18,702,347</b>	<b>-9,015,299</b>	<b>33,070,000</b>	<b>5,276,000</b>	<b>-</b>	<b>-18,702,347</b>	<b>19,563,653</b>	<b>-9,808,000</b>	<b>740,354</b>
<b>一般正味財産期首残高</b>	<b>-11,393,474</b>	<b>-99,387,449</b>	<b>149,208,761</b>	<b>38,427,838</b>	<b>369,842,626</b>	<b>29,702,880</b>	<b>-24,385,446</b>	<b>-148,408,826</b>	<b>226,751,234</b>	<b>-322,343,483</b>	<b>-57,164,411</b>
<b>一般正味財産期末残高</b>	<b>-19,670,120</b>	<b>-118,828,449</b>	<b>167,911,108</b>	<b>29,412,539</b>	<b>402,912,626</b>	<b>34,978,880</b>	<b>-24,385,446</b>	<b>-167,111,173</b>	<b>246,314,887</b>	<b>-322,151,483</b>	<b>-56,424,057</b>
<b>II 指定正味財産増減の部</b>											
①受取補助金等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
②受取負担金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
③受取寄付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
④固定資産受贈益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
⑤一般正味財産への振替額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期指定正味財産増減額											
指定正味財産期首残高	120,294,578		120,294,578						10,000,000		130,294,578
指定正味財産期末残高	120,000,000		120,000,000						10,000,000		130,000,000
<b>III 正味財産期末残高</b>											
<b>正味財産期末残高</b>	<b>100,329,880</b>	<b>-118,828,449</b>	<b>167,911,108</b>	<b>149,412,539</b>	<b>402,912,626</b>	<b>34,978,880</b>	<b>-</b>	<b>-167,111,173</b>	<b>246,314,887</b>	<b>-322,151,483</b>	<b>73,575,943</b>